

茂原農産物直売所指定管理者募集要項



令和7年10月

茂原市経済環境部農政課

1 募集の趣旨

茂原市は、茂原農産物直売所の設置及び管理に関する条例（平成15年茂原市条例第27号）第1条の規定により設置された茂原農産物直売所（以下「直売所」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び茂原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年茂原市条例第22号）第2条の規定に基づき、次のとおり施設の管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 茂原農産物直売所の概要について

（1）施設の設置目的及び概要

ア）設置目的 地域農産物等の販売や多様な農村資源の活用により消費者との交流を図り、もって地域農業の振興と活力ある地域の形成に資することを目的とする。

イ）概 要

施設の名称	第1 茂原農産物直売所	第2 茂原農産物直売所
所在地	茂原市法目920番地	茂原市法目807番地1
敷地面積	2, 559 m ²	1, 527 m ²
建築面積	340. 67 m ²	92. 74 m ²
構 造	鉄骨造 平屋建て	木造一部鉄骨造 平屋建て
施設の概要	売場、研修室（加工場含む）、バックヤード、事務所、トイレ（多機能トイレ含む）、駐車場	売場、事務所、トイレ、駐車場
設備備品	移動式陳列棚、冷蔵庫、サッカー台、イス、調理台等	
指定管理開始日	令和8年4月1日	

3 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令をはじめ、関連する条例等を遵守すること。

- （1）茂原農産物直売所の設置及び管理に関する条例
- （2）茂原農産物直売所の管理及び運営に関する規則
- （3）個人情報の保護に関する法律
- （4）茂原市情報公開条例
- （5）その他関連する法令

4 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとします。

これらの業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、部分的な業務の委託であって、市が承認したものについては、専門の業者等に委託できるものとします。

(1) 直売所の使用の許可に関する業務

使用の許可、不許可及び取り消しに関すること

(2) 使用者の利用料金に関する業務

利用料金の徴収に関すること

(3) 直売所の維持管理に関する業務

ア) 建築物、設備及び備品の維持管理

イ) 駐車場の維持管理

ウ) その他良好な維持管理に必要な業務

(4) 農産物等の販売に関する業務

(5) 市長が別に定める業務

ア) 施設の特性や設置目的を勘案し、消費者等へのサービス向上や、施設の魅力を高めるために効果的であると認められる場合は、茂原市との協議に基づき、指定管理者の創意工夫で行う業務

イ) 上記のもののほか、市が必要と認める業務

ウ) 事業報告書の提出に関すること

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、この指定の期間は、市議会の議決により確定することとなるので、留意して下さい。なお、指定の期間であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理運営の処理に必要な経費等

(1) 指定管理者は、管理運営の処理に必要な経費を、利用料金及び指定管理者の創意工夫で行う自主事業の収入によって賄うものとします。

(2) 茂原市からの指定管理料の支払いはありません。

(3) 管理運営の実施により欠損が生じても、原則として、茂原市は補填しません。

(4) 指定管理者は、茂原市普通財産貸付料算定基準により算出された使用料金を、市が発行する納付書により支払うものとします。支払方法及び使用料金は、基本協定及び年度協定で定めます。

(5) 利用料金

ア) 直売所の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、茂原農産物直売所の

設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

イ）指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができます。

ウ）利用料金は、指定管理者の収入とします。

（６）利用の制限

指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができます。

ア）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき

イ）直売所の施設の設置目的に反するとき

ウ）直売所の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき

エ）上記のもののほか、直売所の施設の管理運営上支障があると認められるとき

７ 市と指定管理者との責任の分担

市と指定管理者との責任分担は、原則として、次表に定めるとおりとする。ただし、同表に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

項 目	事 項	内 容	負 担 者	
			指 定 管理者	茂原市
共 通 事 項	法令・制度改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	協議事項	
	税制の改正	消費税の税率の変更	○	
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更	○	
	物価・金利の変動	物価・金利の変動	○	
	資金の調達	必要な資金の確保	○	
	周辺地域・住民、利用者及び消費者への対応	事業運営に係る利用者及び消費者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調	○	
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応		○
共 通 事 項	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）	○	
	第三者への賠償	施設運営・維持補修において第三者に損害を与えた場合	○	
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合		○

申請	申請の費用	申請に係る費用の負担	○	
準備	引き継ぎの費用	施設運営の引継費用	○	
		施設の引き渡しに係る原状回復費用	○	
管理運営	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止		○
		法令その他制度の変更等により市の施設所有が困難になったことによる中止		○
		指定管理者の責任による遅延・中止	○	
		指定管理者の事業放棄・破綻	○	
	減免制度	減免制度の対象者の拡大		○
	天災等による事業中止	大規模な災害等による事業の中止		○
	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加等による収入減、経営不振	○	
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償	○	
		自主事業の実施に伴う苦情処理	○	
維持管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		市の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常メンテナンス）	○	
		施設・設備・外構の維持補修（重大なもの）		○
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	協議事項	
		天災その他不可抗力による施設・設備の損壊復旧		○
		法令の改正により必要となった施設・設備・外構の維持補修		○
	修理・修繕・処分	経年劣化による市の備品の修理・修繕・処分		○
		第三者による行為で相手方が特定できないもの	協議事項	

8 指定管理者との協定締結までの日程

概ね次のように予定しています。

	内 容	日 程
1	募集要項及び仕様書の交付	令和7年10月2日(木)
2	質問の受付	令和7年10月2日(木)～9日(木)
3	質問への回答	令和7年10月14日(火)
5	申請書類の受付	令和7年10月15日(水)～ 令和7年10月20日(月)
6	指定管理者選定委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年10月27日(月)
7	指定管理者候補者の決定通知	令和7年11月上旬
8	指定管理者の指定議案の上程、議決	令和7年12月上旬～中旬
9	指定管理者指定通知書の交付	令和7年12月下旬
10	指定管理者との協定書締結	令和8年 3月下旬

9 応募資格及び要件等

茂原市内に本社を有する法人及び住所を有するその他の団体（以下「団体等」という。）とし、本募集要項及び仕様書に示す事項について、直売所を安全かつ円滑に管理運営し、設置目的を効果的・効率的に達成できる団体等とします。（個人では申請することはできません。）

10 制限事項

次に該当する団体等は申請することはできません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定に該当する者が代表またはこれに準ずる地位にある団体等
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 不渡手形又は不渡切手を出した場合、出した日から6か月を経過していない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (6) 当該団体等の責めに帰すべき事由により茂原市または他の地方自治体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しから5年を経過していない者
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴された日から2年を経過していない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団・暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うなど暴力団・暴力団員との関係が認められる者

(9) 国税・県税・市税を滞納している者

1.1 募集要項及び仕様書の交付

ア) 交付期間

令和7年10月2日（木）から

イ) 交付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ) 交付場所

茂原市道表1番地

茂原市役所 経済環境部 農政課 振興係

TEL0475-20-1526 FAX0475-20-1604

※電子メールによる交付も可とします。

1.2 申請書類の受付期間

令和7年10月15日（水）から令和7年10月20日（月）までの執務時間内
（午前8時30分から午後5時15分まで）

1.3 申請の方法

指定管理者に申請しようとする者は、次のとおり指定管理者指定申請書その他の書類（以下「申請書類」という。）を茂原市に提出してください。

(1) 提出方法等 申請書類は、「(2) 提出先」に持参してください、なお、郵送、FAX、電子メール等による提出は一切受けません。

(2) 提出先 茂原市役所 経済環境部 農政課 振興係
茂原市道表1番地

(3) 申請書類及び提出部数

区分	申請書類	
①	指定管理者指定申請書（茂原市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則による別記第1号様式）	正本1部 副本7部
②	誓約書（様式第1-2号） ※ 申請に当たっては様式第1-2号「誓約書」を提出していただきますが、誓約の内容に違反があった場合は、失格となります。	〃
③	団体の組織及び概要、役員名簿を記載した書類又はこれらに	〃

	類する書類	
④	指定管理に係る事業計画書（様式第 1－3 号）	〃
⑤	指定管理に係る収支計画書（様式第 1－4 号）	〃
⑥	直売所等の管理運営実績を示す契約書等の書類の写し	正本 1 部
⑦	定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）	〃
⑧	法人にあつては、当該法人の登記事項証明書 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書	〃
⑨	代表者の印鑑登録証明書又は法人の印鑑登録証明書	〃
⑩	国税（法人税・消費税）・県税（法人県民税・法人事業税）・市税（法人市民税・固定資産税・軽自動車税）の納税証明又は完納証明又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書	正本 1 部
⑪	団体の状況を証明する書類として、事業計画・事業報告、財務諸表又はこれに類するもの	正本 1 部 副本 7 部

注 1. 副本は正本を複写して作成しても差し支えありません

（４）申請書類の取り扱い

ア. 著作権

申請団体等から提出された申請書類の著作権は、指定管理者の決定後、選定された団体等の申請書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった団体等の申請書類の著作権は申請者に帰属するものとします。ただし、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、申請書類を無償で使用します。また、申請書類等は、情報公開条例に基づき公開することがあります。

イ. 特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、団体等が負います。

ウ. 申請書類の返却等

- ① 申請の受付期間の終了後における申請書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- ② 申請書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。また、申請書類及び追加資料は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ. 費用の負担

申請書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて申請する団体等の負担とします。

※ 申請受付窓口では、書類確認及び形式審査（必要事項の有無等）を除

き、申請内容に係る審査については一切行いません。

(5) 内容に関する質問

募集要項及び仕様書等の内容に係る質問は、次のとおり質問を受け付けます。

ア. 受付期間 令和7年10月2日(木)から9日(木)午後5時15分必着

イ. 質問方法 指定管理者質問書(様式第1-1号)により、電子メールで提出して下さい。

ウ. 回答方法 電子メールにより10月14日(火)に回答

14. 指定管理者の選定の基準

(1) 選考組織

指定管理者の候補者となる団体(以下「指定候補者」という。)の選定に当たっては、茂原市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置された、7名の委員で組織する選定委員会による審査を行います。

(2) 審査の基準

茂原市公の施設の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)により指定管理者の申請をすることができる団体の資格を満たし、書類不備等に該当しないと認められた団体等を応募者とします。

(3) 選定方法

ア. 指定候補者の選定にあたっては、茂原市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、指定管理者選定委員会の審査により選定します。

イ. 審査に当たり選定委員会による書類審査及びヒアリングを実施します。

ウ. 選定委員会の審査結果に基づき、市長が指定候補者を選定します。

(4) 選定の基準

指定候補者の選定は、申請書類による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査の総合評価点により審査を行います。なお、各選定委員の評価点合計の総合計が満点の100分の65に満たない場合は選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け基準点を満たした場合は選定し、再度の提案においても基準点を満たない場合は、改めて選定に伴う公募等を実施します。また、仕様書等を遵守していないと判断される場合や事業の実現性を欠くと認められる場合等は、「失格」とすることがあります。

指定管理者選定基準表

選 定 基 準 (条例規定事項)	審 査 項 目	配 点
1 事業計画による指定施設の運営が、利用者の平等な利用が確保されるものであること。(指定管理者条例4条第1項第1号)	1 団体の理念・姿勢に関すること	10
	2 施設の管理運営方針に関すること	10
	3 トラブルへの対応	5
	4 情報管理体制に関すること	5

2 指定施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。 (指定管理者条例4条第1項第2号)	1 施設管理への意欲、熱意について	10
	2 類似施設等の管理運営実績	20
	3 安定的な運営が可能となる人的能力及び物的能力	10
3 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮するとともに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(指定管理者条例4条第1項第3号)	1 施設の設置目的の達成と事業計画の整合性に関すること	10
	2 利用促進、利用者増への取組みについて	10
	3 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	5
	4 収支計画の内容と適格性及び実現の可能性に関すること	5
合 計 点 数		100

15. 選定結果の通知等

- (1) 選定委員会による選定結果に基づき、申請した応募者に選定結果を通知します。
- (2) 指定候補者の選定後、選定結果、応募者数、応募団体個別名称、総得点について公表します。

16. 茂原市議会の議決等

- (1) 茂原市は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定候補者を直売所の指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和7年12月に開催される予定の茂原市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じた時は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。
- (2) 次の場合であっても、指定候補者が直売所の管理運営を実施するために支出した全ての費用及び提供した専門的技術や有効な手段となり得る情報の対価等については、茂原市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。
 - ア. 茂原市議会が指定議案を否決したとき。
 - イ. 指定議案について、茂原市議会の会期中に議決に至らなかったとき。
 - ウ. (1)ただし書きにより、茂原市が指定候補者の選定を取り消したとき。

17. 指定管理者の指定等

- (1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知しま

す。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に、茂原市と指定管理者との間に締結する協定の内容、その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議を速やかに行い、指定管理者は茂原市と協定を締結します。

(3) 協定内容

- ア. 指定期間に関する事項
- イ. 業務の範囲及び実施に関する事項
- ウ. 指定施設の管理に要する経費及び利用料金に関する事項
- エ. 事業計画書及び事業報告書に関する事項
- オ. 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ. 秘密の保持及び個人情報の保護に関する事項
- キ. 損害賠償等に関する事項
- ク. その他管理業務の実施において、市長等が必要と認める事項

18. 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設管理の適正を期するために、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- ア) 指定管理者が、茂原市が行う管理業務及び経理の状況に関する必要な報告要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- イ) その他、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと茂原市が認めるとき。

19. 事業の継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施求めることができることとします。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、指定を取り消すことができるものとします。

- (2) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議することとします。

20. 留意事項

- (1) 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。

接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合にも取り消し）となる場合があります。

（２）虚偽の記載をした場合の失格

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

（３）申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

（４）地元雇用の促進

本業務の雇用については、率先して茂原市民の雇用をお願いします。

２１．別添書類の一覧

- （１）茂原農産物直売所位置図・・・・・・・・・・・・・資料１
- （２）指定管理者質問書・・・・・・・・・・・・・様式第１－１号
- （３）茂原市指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・第１号様式
- （４）誓約書・・・・・・・・・・・・・様式第１－２号
- （５）茂原農産物直売所事業計画書・・・・・・・・・・・・・様式第１－３号
- （６）茂原農産物直売所管理に係る収支計画書（記入例）・・・・・・・・・資料２
- （７）茂原農産物直売所管理に係る収支計画書・・・・・・・・・・・・・様式第１－４号

２２．質問の申込み、問合せ先

茂原市役所 経済環境部 農政課 振興係

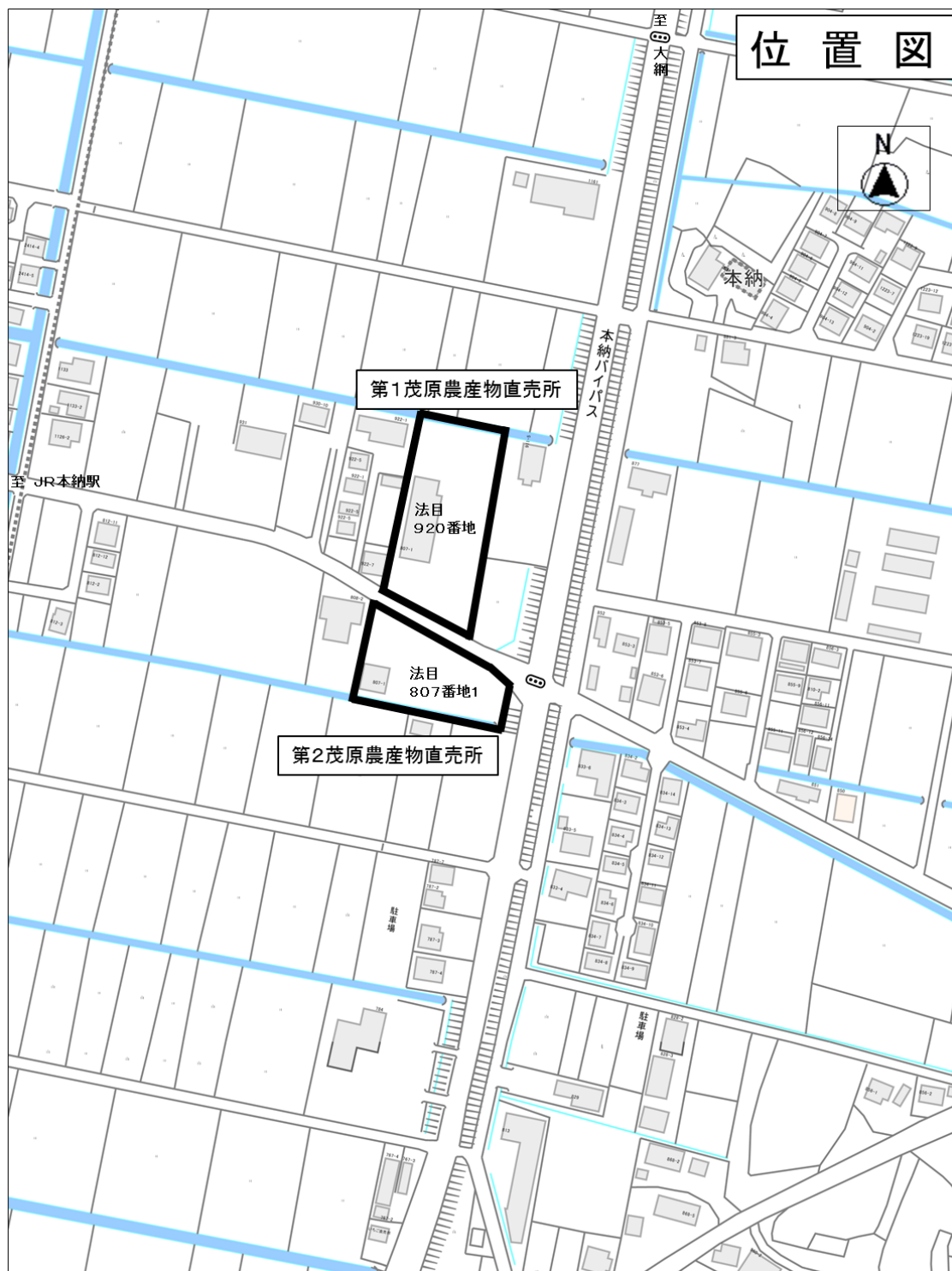
（午前８時３０分から午後５時１５分まで

土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

〒297-8511 茂原市道表１番地

電話 0475-20-1526 F A X 0475-20-1604

Eメール nousei@city.mobara.chiba.jp



縮尺 1 : 2000

様式第 1－1 号

指 定 管 理 者 質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 茂 原 市 長

法人・団体名 _____

次の事項について、質問します。

質 問 事 項	内 容

別記第1号様式（第3条）

茂原市指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

（宛先）茂原市長

（申請者）

所在地

団体名

代表者氏名

連絡先（電話）

下記施設について指定管理者の指定を受けたいので、茂原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称

1. 第1茂原農産物直売所及び第2茂原農産物直売所

所在地

1. 茂原市法目920番地及び茂原市法目807番地1

様式第1－2号

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 茂 原 市 長

(申 請 者)
所 在 地

法人・団体名

代表者氏名 ⑩

連絡先(電話)

茂原農産物直売所の指定管理者の指定申請にあたり、下記の事項の要件を全て満たすことを誓約します。

記

- (1) 募集要項「9. 応募資格及び要件等」
- (2) 〃 「10. 制限事項」

様式第 1－3 号

茂原農産物直売所事業計画書

第 1 茂原農産物直売所
第 2 茂原農産物直売所

1. 法人・団体の概要

法人・団体名					
所在地					
代表者氏名					
電話		FAX			
申請に対する問合せ先	担当者		電話		
設立年月日	年 月 日		直売所等類似施設の 管理業務等開始年月	年 月	
経営規模・ 経営比率等	資本金	万円			
	受注金額	万円	直売所等類似施設の 受注金額	万円	
	県内受注金額	万円	県内直売所等類似施 設の受注金額	万円	
法人・団体の 業務内容					
営業所数	(千葉県内)				
従業員数	総従業員数 人 正規従業員数 人 内訳 事務職 人・技術職 人・その他 人 臨時従業員数(パート等) 人 内訳 事務職 人・技術職 人・その他 人 障害者の雇用状況 雇用あり(法定雇用率以上・法定雇用率以下) ・ 雇用なし 高齢者の雇用状況 雇用あり ・ 雇用なし				

2. 直売所等の運営の実績

[illegible]

1. 事業計画による指定施設の運営が、利用者の平等な利用が確保されるものであること。

(指定管理者条例 4 条第 1 項第 1 号)

(1) 団体の理念・姿勢に関すること

① 団体等の経営方針、理念、姿勢及び社会的責任に対する考え方

(2) 施設の管理運営方針に関すること

① 管理運営に関する具体的取組み

② 利用者の要望把握及びその実現の方策

(3) トラブルへの対応

① 緊急時の体制と対応及び連絡体制

② 利用者とのトラブルの防止策とその対処方法

(4) 情報管理体制に関すること

① 情報管理体制（個人情報保護、情報公開）に対する考え方

2. 指定施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者条例 4 条第 1 項第 2 号)

(1) 施設管理への意欲、熱意について

① 指定管理を申請した理由

(2) 類似施設等の管理運営実績

① 今までの実績（経験年数、施設数など）

(3) 安定的な運営が可能となる人的能力及び物的能力

① 資質向上を図るための教育・研修体制

② 団体の財務の状況

③ 事業運営の安定性と継続性

④ 事業運営の透明性と公平性

3. 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮するとともに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（指定管理者条例 4 条第 1 項第 3 号）

(1) 施設の設置目的の達成と事業計画の整合性に関すること

① 施設の設置目的に対し団体の理念、事業計画、管理業務の具体的な取組み

(2) 利用促進、利用者増への取組みについて

① 利用者サービス向上の提案と計画(自主事業の提案と計画)

② 施設の利用促進、利用者増のための適切な創意工夫

(3) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて

① 効率的運営及び効率化の具体的方策

(4) 収支計画の内容の適格性及び実現の可能性に関すること

① 事業計画と収支計画書の整合性に対する考え方

4. 法人等でその他特記すべき事項

※ 団体PRの資料がある場合は、資料の最後に添付してください。

資料 2

(収支計画書 記入例)

茂原農産物直売所管理に係る収支計画書 (年度)

(単位：円)

	項 目	予 算 額	内 訳	備 考
収入の 部				
	利用料金	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	収入合計 (A)	〇,〇〇〇,〇〇〇		

	項 目	予 算 額	内 訳	備 考
支出の 部	人件費	〇,〇〇〇,〇〇〇		
			〇,〇〇〇,〇〇〇	報酬、賃金
			〇,〇〇〇,〇〇〇	法定福利費
	需用費	〇,〇〇〇,〇〇〇		
			〇,〇〇〇,〇〇〇	消耗品費
			〇,〇〇〇,〇〇〇	印刷製本費
			〇,〇〇〇,〇〇〇	修繕料
	役務費	〇,〇〇〇,〇〇〇		
			〇,〇〇〇,〇〇〇	通信運搬費
			〇,〇〇〇,〇〇〇	保険料等
	委託料	〇,〇〇〇,〇〇〇		
			〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇業務委託
			〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇業務委託
	事務費	〇,〇〇〇,〇〇〇		
			〇,〇〇〇,〇〇〇	その他事務費
	一般管理費	〇,〇〇〇,〇〇〇		
			〇,〇〇〇,〇〇〇	一般管理費 (〇%)
	消費税	〇,〇〇〇,〇〇〇		
			〇,〇〇〇,〇〇〇	
	支出合計 (B)	〇,〇〇〇,〇〇〇		
収支 (A - B)		円		

※ 収支計画書は、年度毎に作成し、その年度合計は、毎年同額にしてください。

様式第 1－4 号

茂原農産物直売所管理に係る収支計画書（ 年度）

（単位：円）

	項 目	予 算 額	内 訳	備 考
収入の部				
	収入合計 （A）			

	項 目	予 算 額	内 訳	備 考
支出の部				
	支出合計 （B）			

収支（A－B）	円
---------	---

※ 収支計画書は、年度毎に作成し、その年度合計は、毎年同額にしてください。